第 2988 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2006年)$  平成18年 3月 20日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 源泉徴収票もメール配信に

A: 今年度の税制改正で認められることとなりました。ただし、平成19年1月1日以後に交付するものからとなっています。

## 【解説】

源泉徴収票や給与の支払明細書は、現行の 所得税法では紙で交付しなければならないこ ととなっていますが、今年度の税制改正で、 電磁的方法による交付が認められることとな りましたので、今後は、電子メールで源泉徴 収票などを社員に交付することもできるよう になります。

対象となるのは、給与等の支払者が社員に 交付する「給与の支払明細書」、「給与所得 の源泉徴収票」及び証券会社が特定口座を開 設している顧客へ交付する「特定口座年間取 引報告書」とされており、平成19年1月1日 以後に交付するものから電磁的方法により提 供することができるとしています。

ただし、電磁的方法で源泉徴収票等を交付する場合には、社員の承諾が必要になるなど、一定の要件が設けられており、また、電磁的方法にした場合でも社員が紙での交付を要求した場合は書面での交付をしなければならないとされています。

なお、現段階では、メールで交付された源 泉徴収票は確定申告等に使用することができ ず、今までどおり原本を添付しなければなら ないとされています。







